



# 古都の文化遺産が 地震火災の危機に瀕している



立命館大学教授  
土岐 憲三

昭和二十四年の法隆寺金堂の火災が契機と

なって、翌年には文化財保護法が制定されて以来、関係者のたゆまぬ努力によって、埋蔵文化財をはじめとして大規模な建造物に至る、広い分野、多数の文化遺産の保存対策が行われてきた。こうした数々の対策の中でただ一つ十分でなかったのが自然災害対策であった。すなわち、室生寺<sup>むろせいじ</sup>での強風による倒木被害、高潮による宮島の浸水被害、などが広く知られているが、こうした被災が重なったにもかかわらず、同類の被害軽減のための普遍的な研究が行われ、対策方法が確立され

るには至っていないと思われる。

自然災害に関する研究や技術開発は、対象とする災害の発生状況を観察・観測することをはじめ、災害を防止する術を見出し、実施することで完結する。文化遺産の防災を対象とするときには、実際の重要な伝統的な建造物が被災することはまれであるし、特定の文化遺産の被害予測は無用な危険性を喧伝<sup>けんでん</sup>する結果となりにくいことからためらわれがちである。こうした背景があつて、文化遺産の防災に対しては積極的な研究や技術開発が行われないままに過ぎてきたのが実情であ

ろう。

このように、文化財の分野の人々は防災の問題に手をつけず、災害の専門家は文化財の研究や災害対策の対象とするのを、避けてきたと言つてよからう。すなわち、文化財防災の問題は、文化財と防災の谷間にあるまま、十分な対策がとられてこなかったといえる。一九九五年の阪神淡路大震災に際しては、市街地で大規模な同時多発火災が発生したにもかかわらず、国宝や重要文化財が炎上することもなかったことから、社会的関心も低く、歴史的建造物の火災に関する研究の対象にす

らならなかった。

しかしながら、多数の貴重な文化遺産が遺されている京都では、阪神淡路大震災の被害は中程度であつたが、由緒ある二つの大寺院の消防施設が機能を失うという事態が生じている。京都と神戸とは六〇〜七〇kmも離れているにもかかわらず消防施設が被災したからには、もしも次なる地震が京都やその近辺で起きたならば、極めて大きな災害が起きることとは間違いない。状況は奈良においても同様である。都市の直下地震は震災の範囲はそれほど広くはなくても強大な揺れを伴うから、次なる地震が京都周辺で起きれば神戸よりも大規模な同時火災が発生するであろうし、そうならば京都盆地に多数存在する文化遺産が数多く失われる可能性は非常に高い。

京都は奈良と同様に戦災を受けていないから、神戸よりは古くて可燃性の高い木造建築物が高い密度で多く残っている。このことは、ひとたび京都や奈良で神戸のような地震に襲われたなら、さらに多くの同時火災を起こすに違いないことを示唆している。ひとたび、同時多発火災が起これば木造家屋が燃えて、これが木造の神社や仏閣へと延焼することは間違いない。すなわち境内の外からの火によ

る延焼が怖いのである。しかしながら、これまでの文化財保護の考えには境内の外からの延焼という概念は極めて希薄であつた。これまで、寺社の境内での放火や失火が、国宝や重要文化財である建造物や彫刻、障壁画<sup>しょうびく</sup>などに燃え移らないようにするための施設が設置されるに止まっていた。

このように境内の外からの延焼の可能性が考えられてこなかったのには理由がある。それはわずか一〇〇年前の京都で人々が住んでいたのは、おもに今出川通りから南、東・西本願寺から北で、西は千本通が限界で、東は鴨川を少し越えた東山方面、それに飛び地としての伏見に限られていたのである。京都盆地の面積では一〜二割程度であつて、その他の地域はすべてが田畑と極めて小規模な集落であつた。現在、国宝や重要文化財に指定されている歴史的建造物はほとんどすべてが約一〇〇年前には人が住んでいなかった地域に存在するのである。これは何を意味しているのだろうか。すなわち現存する歴史的建造物の周辺には可燃物としての住居がほとんどないことから、境内の外からの延焼は起こりえなかつたのである。しかしながらわずか一〇

は京都盆地の隅から隅まで人家があり、文化遺産としての重要な建造物は可燃物の海に漂っているのである。

平安京が一二〇〇年前に、京都盆地の中央に造営されて以来、今日に至るまで人口は少ないとはいへ、現在と同じように京都盆地にほぼ一様に住んでいたとほとんどの人々は思っているようである。しかしながら、それは事実ではなく、わずか一〇〇年前までは人々が住んでいたのは京都盆地全体から見れば一部でしかなくつたのである。最近の一〇〇年間で京都の都市としての構造が全く変わったことを考えないでは、現在の京都の文化遺産が地震に対して、いかに危険な状態にあるかは将来にわたって理解されないう。

# 近年における重要文化財（建造物）の防災対策

文化財部参事官（建造物担当）

大和 智

我が国の重要文化財建造物は約九割が木造であり、茅や檜皮など可燃性の屋根材によるものも多いことから、これまでの防災対策は防火性能の向上に重点を置いてきました。昭和二五年に制定された文化財保護法も法隆寺

金堂の火災が契機であり、防災の基本を防火対策としてとらえ、国庫補助事業により自動火災報知設備や屋内外消火栓設備、貯水槽等を整備することにより、貴重な重要文化財建造物を火災の被害から守ってきました。

近年、文化財建造物の防災には、新たな対応が求められるようになってきました。平成七年の阪神淡路大震災では文化財建造物も数多く被災したため、以後、耐震性能についての

調査研究や耐震対策の考え方、技術について多くの検討を行い、大きな修理の機会にあわせて耐震補強などの対策も講じるなど、文化財建造物の耐震対策についての取組を進めています。

しかし、平成二〇年二月一八日に開催された中央防災会議において、本会議のもとに設置された「東南海・南海地震等に関する専門調査会」から、中部圏、近畿圏における内陸地震による同地域に所在する文化財への影響が報告されました。この報告では、大地震時における同時多発性の市街地大火に伴う延焼による文化財の被災の可能性が指摘されています。そのため、文化財建造物そのものの耐

震性能を確保することはもちろんのこと、大地震時など非常時における火災による被害を想定した対策を考える必要もあります。これまで文化財建造物から火災が発生した場合、いち早くこれを発見して消防隊などが到着するまでの間、被害の拡大を防ぐための初期消火の対策や、大規模な修理が必要となった建造物については、個別に耐震対策を行ってきたところですが、しかし、市街地火災における周辺からの類焼防止や、防災施設そのものの耐震性の確保、さらには文化財建造物全体の耐震性の把握、それに基づく総合的な耐震対策の推進など、より十全な文化財建造物保護のため防災対策の向上が求められるように

なってきました。

これを受けて平成二〇年度には、文化財建造物の防災対策に関する以上のような課題についての対応を検討するため、文化庁と内閣府、総務省（消防庁）、国土交通省が協力して「重要文化財建造物の総合防災対策検討会」を設け、実態調査等を行いながら、学識経験者や文化財所有者、地方公共団体関係者等と議論を重ねました。その成果は、「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合的対策のあり方」として平成二一年四月に開催された中央防災会議にも報告されました。この成果については、文化庁HPに掲載されているので（参照ください）（<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/posai/sougou/index.html>）。

この報告では、関係省庁や地方公共団体等が連携して、地域と一体となって重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進めていくこととされ、具体的には、地震時にも利用可能な水利および耐震性に優れた消火設備の確保、所有者等と地域住民の共助体制の構築、周辺地域における延焼防止対策、これらを視野に入れた防災計画の検討などが提言されました。

また、日々大勢の人々が利用する大規模な近代建築が重要文化財に指定され、保存・活用が図られるようになったことから、防災面で新たな対応や方策を考えることが必要となってきました。

耐震や防火に対するより広い視野に立った対策の拡充が求められるとともに、高齢化、過疎化などの社会状況の急激な変化は、文化財建造物の管理の面でも影響を及ぼしており、特に防犯対策などの必要性が高まっています。

平成二〇年度には、大阪府下の重要文化財に指定されていた神社本殿が放火により焼失し、重要文化財の指定が解除されました。そのほか、大きな被害に至らないまでも、文化財建造物が放火や不審火、あるいは故意による破壊によってき損する事例が多くなっています。消防庁の報告によれば、文化財建造物の火災による被害の原因の多くが放火あるいは放火の疑いによるものであり、その対策が求められることが指摘されています。重要文化財に指定された美術工芸品の盗難等の被害も増加しています。

このような状況をふまえ、文化庁では防

火、防犯対策の現状把握のため、全国の重要文化財に係る防災設備の設置や管理状況について緊急状況調査を行うとともに、防災、管理の要点を記したチェックリストを作成、配布して所有者等に文化財防災についていっそうの注意喚起を促しています（二八頁「文化財防災のこれから」参照）。

重要文化財建造物は、焼失等によって失われれば二度と取りもどすことのできない、かけがえのない国民の財産です。防災には不断の努力が必要であり、また社会状況の変化等にに応じて機敏な対応が求められます。文化庁としても、所有者、関係省庁および地方公共団体、さらには地域の人々とも連携をとりながら、貴重な文化財建造物を保護する防災力の向上にいつそう努力していく所存です。

# 文化財建造物にも「防災計画書」を 建物とその使用実態に基づくリスクアセスメントの必要性



東京大学大学院特任教授  
関澤 愛

## 近代建築物の文化財指定と保存活用とのジレンマ

歴史的にもデザイン的にも注目され文化的にも価値がある近代の建造物が、大都市中心部に立地するがゆえに、土地の効率的な高度利用、収益性の目的のために建て替えを余儀なくされ次々と姿を消している。このような昨今の時勢の中で、名門百貨店である高島屋が、風格ある歴史的建造物である東京店本館を、その建築デザインを保存しながら営業的にも活用を図るという新しい保存活用の道を目指し、このたび百貨店建築として初めて重要文化財として認められることになったことは大変画期的なことである。こうした近代建築物の文化財指定を、所有者等が受け入れやすく

する方法がもつと工夫されれば、いわゆる古い神社仏閣のジャンルとは異なる近代の文化財建造物は、さらに例が増える可能性がある。

さて、本稿で取り上げたいのは、形態や様式の保存だけでなく、建物本来のあるいはそれに近い用途で維持活用されてこそ文化財としての価値が活きてくる建造物の保存活用における防火安全性確保の課題である。例えば、前記の高島屋東京店本館をはじめ、自由学園明日館、国立西洋美術館本館、八千代座（熊本県山鹿市）などの重要文化財は、不特定多数の人がショッピング、集会・催し等の行事、美術・芸術鑑賞の目的で利用する施設でもあり、もし仮に火災等の不測の事態が発生すれば、文化財といえども通常の集会施設

や美術館における避難と変わらない安全性の確保が求められるのは当然である。しかしながら、現在のところ、重要文化財として指定されると、建築基準法は適用除外となり、構造安全や防火安全に関する現行規定は適用されない形になる。一方、消防法では防火対象物別表の一七項（重要文化財等）に分類されるが、実態としての用途が仮に集会施設であり、規模、収容人員などにより要求される消防設備等の水準が、一七項で要求される水準に比べ、その実態用途の方で高ければ、より厳しい方の適用を受けることになっていく。

しかしながら、重要文化財としての価値を維持しながらの保存活用なので、現行の消防設備をそのまま適合させるのが困難な場合

## 文化財の保存活用と防災との調和

に、いかにすれば、避難や防火安全の目的達成と保存すべき文化財としての価値とを調和させることができるかが問題である。そのためには、建物とその使用実態に基づくリスクアセスメントとこれに基づく防災計画の技術的検討が、文化財の所有者、管理者など利害関係者、防災や文化財の専門家、さらに行政の関係者が参加する委員会などでまず行われる必要がある。また、このことを保障する制度的な仕組みが求められる。

保存活用される文化財の防災計画における最も重要なポイントは、文化財としての価値を形成する主要な部分については現行法規に適合せずとも現状を保存するものの、建物利用者（顧客や従業員）の災害発生時における人命安全を確保するための代替措置を工夫することである。一方、付属部分やバックヤードなど、修景やデザインよりも機能を重視してよい部分については現行法規に即した技術で柔軟に修理、改修を施し、安全性、快適性の向上とともに営業的な合理性や効率性を実現していくという、まさに保存活用の極意を実践することである。

近年指定された近代建築として高島屋東京店本館のケースを例にとり具体的に考察すると、文化財としての価値を形成する主要な部分で、とくに防災計画で重要な項目としては、あくまで筆者の個人的見解であるが以下の点が挙げられる。

- ① 一階中央吹き抜け部分の対策
- ② クラシッくなデザインのエレベータホール  
の扱い
- ③ 排煙設備とくに消防排煙対策

①については、吹き抜け部分周辺は、現状を残して防火区画はとらないとしたときの代替策としては、火災の早期発見通報体制、高天井設置でも有効なスプリンクラー設備等の設置、従業員による初期消火体制の整備など、消火的対策でカバーすることが一つの方向として考えられる。

②については、大理石を用いたエレベータ扉付近の意匠の保存を図るためには、エレベータ前で防火防煙区画をとることができないので、エレベータシャフトへの加圧を行うことにより煙の上階への拡散を防ぐことが有効であろう。

③については、現在のシステムでは、建築排煙でも消防排煙でも排煙機能が不足している状態であるが、建築基準法では重要文化財として指定されると適用除外になる。しかしながら、大規模物販店として消防排煙の考慮は必要であると思われることから、各フロアの水平区画を想定している部分に最低一つずつの階段を消防活動拠点として設定し、加圧防煙システムとする工夫が考えられる。機械排煙方式をフロア全域にとることに比べ大きな改修を加えなくても実施可能であり、店舗フロアの広い物販店にとってはメリットのある方法ではないかと思う。



高島屋東京店本館（高島屋ニュースリリース4月号より）撮影：川澄建築写真事務所

有識者提言

# 歴史地区における文化財防災 大切な五つの視点

関西学院大学総合政策学部教授  
室崎益輝



この例のように、保存しながら活用するための防災計画を考える際、現在の建物デザインを維持しながら、かつ現行規定どおりに防災設備・施設をフィットさせることは困難な場合が多いことから、その代替策によって現在の建築基準法や消防法の要求性能水準、あるいはその近くまでレベルアップする方法を創意工夫する必要がある。

## 保存活用計画とあわせた防災計画とその認証、継承のシステム

静岡駅前でのゴールデン地下街爆発事故（一九八〇年）のあと、建設省、消防庁、警察庁、運輸省、資源エネルギー庁による五省庁通達が出され、地下街を新たに建設する場合は、防火・安全評定委員会において申請者から提出された防災計画に基づき安全性を確認し、その上で地下街の新設や既存建築との接続が認められるという制度ができた。大阪長堀地下街、京都御池地下街、広島紙屋町地下街などは、このような制度の下で承認され建設された地下街である。

この背景には、地下街が公共道路の地下部分を利用して造られる構造物であり、また、近隣のビル地下階、鉄道ターミナルなどの施設と複雑に接続していることから、防災上の

安全性の確認については関係各機関の関与と承認が必要であったことが挙げられる。しかしながら、その後、「防災計画書の作成について」や「地下街の防火・安全対策について」など前記に関する通達が地方公共団体に對し建築基準法より厳しい指導を行うよう求められているとして、二〇〇一年六月に規制緩和と地方分権化推進により実質的に廃止され、現在に至っている。

ところで、この地下街の防火・安全評定委員会の制度は、確かに指導行政に基づくものであり、また、防災面で法律には明示されていない水準を要求するものであるとはいえず、関係行政を含めてこれら施設の関係者が連携して総合的な見地からの検討を通じて実効性ある防災計画の作成を行い、相互に確認をするという非常に重要な場を提供する仕組みであった。また、確認された文書は防災計画書として保持され、建物所有者や関係者が共有するというシステムである。こうした防災計画評定の仕組みは、実際には行政機関だけでなく、建設や設計を行う民間会社、あるいは建築所有者からも、その意義が認知され高く評価されていたものである。

したがって、重要文化財として指定された近代建築物など保存活用を行う対象物の防災

計画については、地下街の防火・安全評定委員会制度の例にならった形で文化庁などが音頭をとって、関係する省庁を集めて協議の場を設け、保存活用計画とともに防災計画の有効性、安全性を確認、承認し合って、オンライン化された文書（例えば「防災計画書」のような）として残していくという手続きをぜひ確立してもらいたいと考える。

保存活用を行う重要文化財の場合、その施設で不特定多数の利用が想定される活用であり、また保存なのであるから、たとえ重要文化財になったとしても、材料、構法、デザインなどの自由を許すために法の適用除外とするだけでは不十分である。安全面の担保に関しては、建物所有者の責任のみではなく、行政を含む関係者の協議と連携で確保していく仕組みを、現在、大阪府で行われている「防災計画評定」のように、仮に地方公共団体発動型の形であってもよいから、ぜひともつくべきであると思う。多様な活用に供されている文化財建造物をより確実に、かつ安全に保護していくための方法ともなるのである。

文化財などの歴史的資産が今なお息づいている地域を、歴史地区という。この歴史地区

においては、そこに存在する伝統的で文化的な資産の保持保全を図ることが、社会的使命として課せられている。そこで歴史地区では、そこに存在する文化財の保全のために、防災事業が推進されている。ところでその場合に、歴史地区や歴史的資産が社会の複雑な営みと関連性のなかで生きている、という事実を見逃してはならない。近視眼的に文化財防災をとらえてはいけない、ということである。そこで本稿では、防災を幅広くとらえるための視点を提示して、歴史地区防災の在り方を考えてみたい。

## 自然と人為

まず第一に歴史地区や文化財を破壊し脅かす加害事象を幅広くとらえることが求められる。地震や洪水といった自然災害だけではなく、火災や犯罪といった人為災害についても視野に入れることである。阪神・淡路大震災では、文化財の地震対策の重要性が浮き彫りになった。最近の異常気象の中では、水害や土砂災害から文化財を守ることの緊急度が高くなってきている。こうした中で、火災を中心とした従来の文化財防災の考え方を大きく変える必要性に迫られている、といつてよい。文化財の耐震補強や文化財のレスキューといったことが強調されるのは、そのためである。

このリスクを多角的あるいは総合的にとらえるということでは、第一に最大荷重的な破壊に備えること、第二に社会生態的な破壊に備えることが求められる。前者では、文化財にとってリスクの最も高い事象として地震火災を位置づけ、それへの対策の検討と推進が求められる。南海地震などの巨大地震の切迫性が強まっているだけに、早急な対応が求められているといつて過言ではない。最悪を考えることが最善につながるという視点をもち、地震火災対策の積極的な展開を願いたい。

それ以上に重要なのが、後者の備えである。歴史地区や文化財の破壊は、地震や火災といった突発的な加害だけではなく、人口減

少や景観破壊といった慢性的な加害によって引き起こされる。市民の文化意識、コミュニティの活力、周辺環境の協調性などがあって文化財は守られてきた。それだけに、意識が希薄化し、コミュニティが停滞し、街並みが破壊されると、文化財もその存在意義や輝きを失ってしまう。この間接的な災害あるいは慢性的な破壊との闘いを、改めて位置づけ取り組む必要がある。教育面あるいは景観面からの防災が必要とされるゆえんである。

### 単体と集団

次に、防災の空間的な対象範囲を幅広くとらえることが要請される。前述した地震火災への備えおよび慢性的破壊への備えは、ともに面的防災あるいはコミュニティ防災に行きつく。個々の文化財をスプリングラー等の防災装置でいくらか防護しても、周辺の地域が激しく炎上してしまうと、文化財への類焼は避けられない。個々の文化財と地域との景観的なつながりや機能的なつながりが失われてしまうと、文化財としての存立基盤が損なわれ、その価値も半減してしまう。地震時における仏像や美術工芸品などのレスキューを確

実なものとするためには、近隣コミュニティからの速やかなマンパワーの提供が避けられない。つまり、防災は文化財個別で考えるのではなく、歴史地区全体で考えなければならぬのである。

ところで、伝統的建造物群などの歴史的街並みをみると、単体の防災性能だけではなく相隣関係の秩序によって、安全性を補完し担保とする仕組みが生きている。水路のネットワークで守る、家並みをそろえて防護する、火除け地や広小路を配置する、といったものがその事例である。ところで、この集団的あるいは相隣的な仕組みは、ハードにとどまらない。前述したハードに加えて、火災予防や消火活動をコミュニティ全体で取り組む、といったソフトな仕組みが生きている。まさに、単体ではなく集団、点ではなく面としての防災が重視されている。後述する伝統的技法とも関連するが、我が国の都市のもっている木造密集集などの特質が、個別に防災を考えるのではなく地域全体で防災を考えることを、不可避にしているのである。

### 生命と文化

次に問題となるのが、防災によって何を守るかという、防災の目的そのものにかかわることである。ここでは、防災の目的を幅広くとらえることが欠かせない。文化財防災というと、つい文化財の文化的価値を守ることに目を向けがちである。しかし、先の地域全体を守ろうとするその保全にあたってくれる地域の人々の生命を守らないといけない。その二つの両立を図る視点が必要となる。ところで、人の生命というとき、近隣住民の生命だけでなく参拝客や観光客の生命もある。文化財の耐震補強や歴史地区の防火整備が急がれるのは、まさにそこに滞留する人々の生命を守る必要があるからである。とはいえ、人命を守るために文化の価値を損なわない範囲でどこまで変更を加えることができるか、そこには悩ましい問題が横たわっている。

さて、両立を図るべきものは、生命だけではない。歴史地区となれば、そこに居住し営業する人々の暮らしがある。その暮らしとの両立をいかに図るかも、大きな課題である。

### 非常と日常

最後に、防災のマネージメントについても言及しておきたい。防災の取組にも、幅広い視野が求められるということである。消火や救出といった非常時の対応とだけではなく、教育や管理といった日常時の対応として防災を考えることが欠かせない。いままで述べてきた、単体と集合あるいは人命と文化といった歴史地区の防災課題は、日常的な取組の中でこそ融合し統合することができる。それだけに、日常的な人づくりやまちづくりあるいは関係づくりを軸とした防災の展開が求められるのである。歴史地区の防災においては、防災組織の育成や防災教育の推進、さらには防災まちづくりの展開を大切にしたいと思う。

\*日本釜に設置される防火壁、装飾

文化を守るといふ大儀によって、人々に不便な暮らしを強制することがあつてはならない。往々にして、人々は暮らしの利便性や経済性を求めて、生活を改変したり建物を改修したりしがちである。そのことが街並み景観を破壊したり防災的慣習を消滅させたりして、先に述べた文化の慢性的破壊につながってしまう。文化優先による暮らしの破壊に注意するとともに、暮らし優先による文化の破壊にも注意しなければならない、ということである。

### 伝統と革新

さて、いかに防災を図るかという手法についても、幅広いとらえ方が求められる。歴史地区の防災においては、うだつや火除け地といった伝統的な防災技法を積極的に活用することが推奨される。そこには、日本の風土に根ざした智慧、伝統的文化に即した智慧が凝縮されているからである。先に述べた、集団的秩序というのもそれである。西洋医学に対する漢方医学というか、複雑系の仕組みを総合的に解く智慧が、日本の伝統技法には息づいている。ということ、歴史地区防災や文

化財防災においては、まずその再評価を始めることからスタートしなければならない、と思つている。

とはいうものの、科学技術の進歩を積極的に受け入れる姿勢もたなければならぬ。さまざまな課題の両立といった困難に立ち向かっているからこそ、その解決には高度な哲学とともに高度な技術が欠かせない。振り返って文化財や歴史地区の防災の歴史をみると、新しい技術の輸血の歴史そのものである。瓦屋根や漆喰壁などは、まさしく新しい技術の輸血が生み出した、文化の進化そのものである。ということで、ハイテク技術を歴史地区の防災にも積極的に活用することが欠かせず、新技術を生かした警報伝達システムや地域消火システム、さらには耐震補強システムなどの普及を図っていくことが求められる。しかし、無闇矢鱈に技術の導入を図ると、文化そのものの破壊を引き起こしてしまう。ここでは、「木に竹を接ぐ」のではなく「木に木を継ぐ」形での技術導入が求められる。輸血による不適合が起きないようにしなければならない。

## 海外における文化財防災

工学院大学工学部建築都市デザイン学科教授

後藤 治



筆者は現在、科学研究費補助金による研究で、欧米の先進諸国（イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ）における歴史的建造物および町並の防災対策に関する実態調査を行っている。その関係もあつて、本年三月には文化庁の職員とともにイギリスの現地調査も行い、さらに具体的な実態を明らかにすることができた。そこでここでは、イギリスの文化財建造物の防火対策と比較して、我が国の学

ぶべき点と我が国の良い点をいくつか紹介し、今後の文化財の防災対策に望まれる施策を展覧してみたい。

## 学ぶべき点

## (1) リスクの予測と計画

イギリスに学ぶべき点の一つは、具体的な被害の予測が綿密に行われ、それに基づいたさまざまな対策が施されていることである。また、所有者や管理者がその被害の予測と対策を十分に把握している点である。もちろん、日本の防火対策も被害予測に基づいて行われている。けれども、所有者・管理者は後述するように設備・施設に依存するくらいがあり、どのような危機が存在するのかといった認識や、設備・施設が何に対してどのような

に有効であるのかといったことへの知識という点では、若干疑問符が付く。

これは、消防用の設備・施設の設計者についても同様である。設計者も、設備や施設を一式そろえることを優先し過ぎていて、特に備えるべき危険に適切に対応できるように設備・施設を工夫するといった計画的な観点を、設計時に欠いている傾向がみられる。

こうしたリスクの予測と計画は、文化財建造物に限らず、一般の人々が利用する普通の施設でも考えられている。その理由は、日本の労働安全衛生法にあたるイギリスの法律で、それが所有者や管理者の責務として定め

られているからである。

## (2) 博物館の収蔵品の救出計画

前記のようなリスクの予測をもとにした計画が最も重点的につくられているものに、文化財建造物を利用した美術館・博物館の類がある。

通常の消防関連の法規は、人の安全が最優先されて定められている。このため、美術館・博物館においては、法規どおりの設備・施設を備えても、十分なものとはいえない。なぜなら、美術館・博物館には貴重な物品が収蔵されており、火災の際には、それらの被害も最小限にとどめる必要があるからである。このため、イギリスでは、美術館・博物館に関する特別な消防計画が、国の政策としてつくられている。なかでも特に、文化財建造物を利用している場合には、文化財建造物にやみくもに設備や施設を付けることも困難なため、念入りの計画が立てられている。

筆者が突見したチェスター市の博物館の例を示そう。ここでは、収蔵品にランクを付け、火災時に優先的に救出するものを定めている。その上で、博物館と消防署が協力し

て、できる限り早く収蔵品を外部に持ち出す仕組みをつくっている。具体的には、博物館の管理者が火災を早期に発見し消防署にそれを通報することに加えて、消防車には地理情報システムと連携する形で博物館の消防計画（非常用の進入路、消火栓の位置等）の情報が取められている。さらに博物館では、救出を優先する収蔵品を、管理責任者を中心にカード化して定めている。火災時には、消火活動にあたる者を除く消防署員が、管理者のカードによる指示にしたがって収蔵品を建物外に持ち出すという仕組みである。

リスクの予測と計画といった基本的な考え方以外にも、ここでみられる博物館の収蔵品の救出計画、消防計画の電子データ化による消防署との共有といった具体的な事例も、日本の文化財行政において今後参考にすべきものといえよう。

## (3) 管理者の専門知識と訓練

チェスター市の博物館でみられるような事例は、博物館の所有者・管理者が相応の役割を果たせることが、前提となっている。イギリスにおける博物館のような施設の所有者・

管理者の責務については先に述べたが、公開している文化財建造物に関しても、すべて所有者・管理者が責務を負う対象となる点が日本との大きな違いになる。

日本の消防法でも一定の規模以上の文化財建造物については、防火管理者の選任の規定があり、防火管理者は一定の講習を受けることなどが義務付けられている。けれども、イギリスでは、防火管理者に該当する者が受ける講習も、日本のそれと比較すると、より専門的知識の習得が必要な内容となっている。

このため、イギリスでは、防火管理にあたる責任者の認識が高いたくだけでなく、日常の訓練も行き届いたかたちになっている。日本でも、文化財の防火対策のため、文化財防火デーが定められていて、その日にあわせてさまざまな訓練が行われている。けれども、文化財建造物の場合、防火デーにおける訓練が、設備や施設の点検に留まってしまっている事例がしばしば見受けられる。イギリスにおいては、こうした日常の訓練が、具体的な火災を想定した現実的な危機に備えた形で行われており、いざというときの実効性が高められている。チェスター市の博物館も例外で

施策紹介

# 文化財建造物を有する市街地の課題と施策

国土交通省都市・地域整備局都市・地域安全課広域防災専門官 鐘江正剛



## リスク情報を活かしたまちづくり

平成二〇年九月、社会資本整備審議会都市計画部会に「安全・安心まちづくり小委員会」が設置され調査審議が進められ、今般、具体の推進方策の検討にあたっての方向性を示す「安全・安心まちづくりビジョン」として中間とりまとめをいただきました。

そのなかに「都市における被害」「原因となるハザード外力」×「脆弱性(社会の弱さ)」との記載があります。ハザードである自然現象は人間の力でコントロールできませんが、脆弱性は減少させることが可能と考えられます。脆弱性を減少させる方策の一つとして、充実や公表が進む地震防災マップ、外水・内水等のハザードマップ等のリスク情報をもとに都市の安全性を分析し、多様な主体との連携と多様な手法の組合せによる対策の実施が重要との方向性が示されています。このことは、都市防災施策だけでなく、文化財建造物

はなく、収蔵品の救出訓練を定期的に博物館と消防署が共同して行っている。

以上のような管理者の役割や防災訓練の在り方も、日本の文化財行政の参考にすべきものではないかと思われる。

## 日本の良い点

### (1) 充実した設備・施設

イギリスと比較して、日本の良い点を挙げると、一つは各文化財建造物に備えられている消防用の設備・施設が充実している点である。単に設備・施設の性能が高いというだけでなく、各種の設備・施設が完備されているという点でも、日本は優れている。

とはいえ、性能が良い設備・施設が完備されているあまりに、所有者・管理者の防災に対する意識が希薄になり、設計者も各種の工夫を怠る傾向がみられることは、先に述べたとおりである。今後は、こうした充実した設備・施設を、リスクの予測と計画という考え方に結び付けて設置していく必要がある。さらに、所有者・管理者がその役割や効果を熟知する必要がある。それによって、設備・施設を宝の持ち腐れとせず、実態の防災面でも

有効なものとしていくことができるのではないかとと思われる。

### (2) 自主防災組織

日本のもう一つの良い点は、火災対策にあたって、所有者や管理者以外の人々の共助を得られやすいことである。それは、ときに文化財のある地域の近隣住民の協力であったり、ときに地域の自治会単位の協力であったりする。こうした人々の活動は、自主防災組織の活動と呼ばれる。例えば、京都市では、「文化財レスキュー活動」として、自主防災組織の活動を文化財である収蔵品の救出に役立てるため、具体的な防災訓練も行われているようである。イギリスではこうした活動はきわめて稀である。

とはいえ、先に述べたように、日本の防災訓練は形骸化している傾向があり、せっかくの自主防災組織もいざというときに十分に機能しない可能性もある。今後は、自主防災組織の活動についても、リスクの予測と計画という考え方に基つき、自主防災組織が何を行えばより効果的かを再考する必要があるように思われる。さらに、消防計画のようなデー

の防災施策にも共通するものと考えられます。

## 文化財建造物周辺部の変化

日本の市街地は地形特性や形成経緯等からさまざまな特徴がありますが、文化財建造物の周辺部では、急激な都市化の進展で田畑等の宅地化が進み、木造密集市街地といわれる延焼危険度等の高い市街地が増加しました。

つまり、文化財建造物は災害に対し脆弱な市街地内に存在するケースが多数存在し、防災対策は地区として一体的に行うことが必然となつていきます。しかし、この関係を憂えるものにとらえるべきではありません。なぜなら、地区共通の課題である防災をきっかけに地区を見つめなおすことは、元々あるはずの地区の魅力の再発見や活力の維持向上に向けてさまざまな活動へと広がっていくチャンスともとらえられるからです。

タを、所有者・管理者と消防機関だけでなく、自主防災組織とも共有し、文化財防火デー等において、より実効的な防災訓練等を行い、文化財建造物の安全を地域の共助体制のなかで守っていく仕組みをつくっていくことが理想であろう。

## おわりに

本年、消防庁が文化庁の協力を得て「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会」を設置した。また、日本火災学会も「文化財建造物防災専門委員会」を設置した。筆者もその委員を務めている。これらが契機となつて、本稿で述べた各施策が一つでも多く前進することを望みたい。

## 防災性向上の施策

木造密集市街地の防災対策は、東京や大阪等の大都市部での大規模な市街地大火を想定した市街地の不燃化等の施策が主流で、歴史的市街地、漁村集落等、不燃化等が困難な地区では改善が進まない状況となつています。

国土交通省では、今年度から、歴史的な街並みの維持・保全等の地区特性を考慮したリスク分析について、京都市清水地域の防災水利整備等の先駆的事例を含む重要文化財建造物の総合防災対策検討会の検討報告を参考に、避難・消火活動の評価手法や防災コミュニケーションの有効性等を検討し、必要に応じて制度拡充を図り、各地区の特性にあった支援を進めていきたいと考えております。

\*1 安全・安心まちづくり小委員会 中間とりまとめ  
[http://www.mhi.go.jp/policy/sinhin/aiichin01\\_sg\\_000602.html](http://www.mhi.go.jp/policy/sinhin/aiichin01_sg_000602.html)  
 \*2 「重要文化財建造物及びその周辺地域の総合防災対策のあり方」平成二四年四月 重要文化財建造物の総合防災対策検討会「実態調査結果」



# 文化財と活きるための消防庁の取組

消防庁予防課  
中嶋仁美

## 消防庁の動き

最近、重要文化財建造物やこれに準ずる歴史的に価値の高い建造物（以下「重要文化財建造物等」）の、火災による被害が発生しています。消防庁としても、国民の宝である文化財を防護するための有効な対策を推進していくことが求められています。

昨年度においては、「重要文化財建造物等の総合防災対策検討会」（事務局：内閣府、消防庁、文化庁、国土交通省）が開催され、大規模地震に伴う火災への対応を主眼として提言がとりまとめられました。

また、文化財建造物等において焼失等の被害が相次いで発生したことから、防火対策の徹底について、全国の消防機関あてに通知しています。

さらに、これらの状況をふまえ、平成二年度より「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会」（座長：闊澤愛東京大学大学院特任教授）を開催し、重要文化財等を防護するための有効な方策について

て、技術的観点からの検討を行っています。

## 検討の進め方

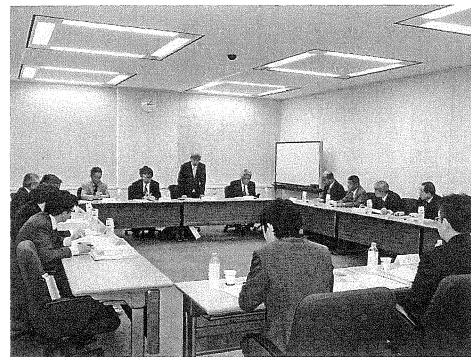
従来の防火対策は、重要文化財建造物における火災予防や被害の軽減に一定の効果をもたらしているところですが、前記背景のほか、近年においては所有者等の高齢化、夜間における建物内の無人化、周辺地域の支援体制の弱体化等による人的対応上の課題や、生活様式や利用形態の近代化に伴う出火危険性の増大、周辺地域の市街地化に伴う延焼危険性の増大などの重要文化財を取り巻く状況の変化も見られます。前記検討会においては、これらの状況をふまえつつ、次の方針に沿って検討を進めています。

- ①重要文化財建造物等（とその敷地内）における防火対策（ハード・ソフト）を主眼に検討
- ②重要文化財建造物等における火災危険性を勘案し、防火対策の全体像を整理
- ③各種の防火対策を講じる上で、その趣旨を明確化

## 今後の対応

検討会は年四回を予定しており、年内を目途に一定のとりまとめを行う予定です。

\*1 消防庁HP（<http://www.fdma.go.jp/html/data/uchin2103/pdf/210323-6yoi122.pdf>）



重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会（第1回）の様子

図1 近畿圏に所在する重要文化財建造物の構造特性

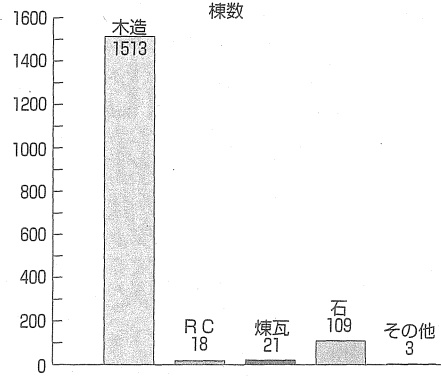
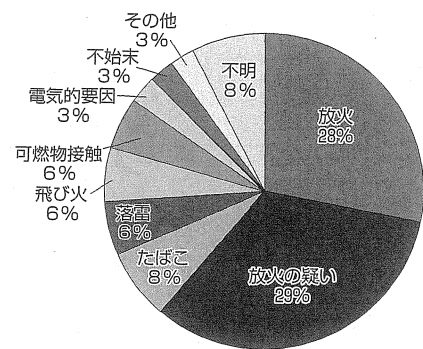


図2 過去10年間の重要文化財建造物（近畿2府4県）における火災の件数



ついでに、一般的な消火方法では対応が難しい。

- 重要文化財建造物等における火災は、放火や落雷等、外的要因によるものが多い。
- 大規模地震への対応として、防火設備の耐震性確保や応急体制の確保が必要。
- 文化財を取り巻く状況（文化財建造物周辺との関係、文化財の価値、経済基盤等）を十分に考慮し、実効性を確保することが必要。

- ④文化財防火の技術的な知見や先事例などを蓄積・共有し、より実効性の高い対策につなげていくことのできる仕組みを検討
  - ⑤前記と並行して、防火対策の推進方法についてもあわせて検討
- また、検討上のポイントとして、次の点に留意しています。
- 重要文化財建造物は木造が全体の九割以上を占めており、火災に対して脆弱なものが多く、短い時間で火勢が拡大するおそれがある。特に、茅葺き屋根や檜皮葺き屋根等に

# 文化財防災のこれから

文化財部伝統文化課文化財保護調整室

今年の三月を中心に重要文化財である旧住友家俣野別邸をはじめ、文化財建造物の火災が連続して発生しました。また、美術工芸品についても盗難被害が発生するなど、これまでに以上に防火、防犯対策の徹底が求められています。

そのため、文化庁において行っている防火、防犯対策について説明します。

## 文化財の防火、防犯対策についての緊急状況調査の実施およびチェックリストの提示

三月二十五日付けで都道府県教育委員会を通じて、各文化財の所有者などに対し、「文化財

の防火防犯対策の徹底について」の通知の発出に加え、四月二八日付けで文化財の防火、防犯対策について所有者など自らが状況を的確に把握するとともに、現状把握を行うなど、文化財の防火、防犯対策の徹底を図ることを目的とした通知を发出了しました。

### (1) 緊急状況調査の実施

緊急状況調査は、火災、盗難などによる文化財の滅失、き損をふまえて、文化庁において緊急的に状況を把握するために実施する調査です。

調査対象は、重要文化財（建造物、美術工芸品）および重要有形民俗文化財のうちの家などであり、重要文化財（建造物）および

重要有形民俗文化財のうちの民家などについては、指定されているすべての文化財について調査をし、重要文化財（美術工芸品）については、それを所有する社寺について調査を行いました。

### (2) チェックリストの活用

チェックリストは火災、盗難などによる文化財の滅失、き損をふまえて、所有者などが自ら所有する文化財の防火、防犯対策の状況を把握するとともに、チェックした課題に応じた防火、防犯対策の検討に際し活用いただくことを念頭において作成したものです。

チェックリストは、建造物、美術工芸品、記念物（建造物）、有形の民俗文化財（建造

物）ごとに作成しており、各々、チェック項目、どのようなものが項目に当てはまるかの例示、想定される災害、対応策の例を示すとともに、チェックリストに基づきチェックした課題に応じた防火、防犯のより具体的な対策例を示しています。

詳しくは文化庁のホームページを参照してください。

<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/bouhan/index.html>

## 文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト

このチェックリストは、建造物の防火・防犯対策に関して、所有者が自ら点検を行うことができるよう作成したものです。文化財の防火・防犯対策は、それぞれの文化財の実情に応じて対策を立てることが基本であり、ここで掲げている対策が講じられていれば十分というものではありません。既に対策を講じている場合でも、一度、このチェックリストを用いて自己点検を行うようにしましょう！また、定期的な自己点検にもご活用ください。

防火対策は十分ですか！？



防犯対策は十分ですか！？



## 文化庁における当面の対応について

文化庁としては、緊急状況調査などをふまえて、当面、以下の対応を行うこととしています。

### (1) 施設、設備の整備の推進

① 緊急を要する防火、防犯対策については、補正予算で対応します。具体的には、所有者などが実施を要望している重要文化財（建造物）を火災などの災害から守るための防災施設の整備、国宝（建造物）への放火による火災などを未然に防ぐための防犯設備の整備に対する補助を行います。

### (2) 文化財の防火、防犯対策のための

施設、設備の整備について、その有効性を確認した上で、国庫補助により支援します。

### (2) 新たな対策の検討

① 重要文化財（美術工芸品）の保管状況について、詳細調査を今年度を実施します。

② 「重要文化財建造物等に対応した防火対策のあり方に関する検討会」（消防庁に設置）において、関係機関と連携の上、重要文化財（建造物）における効果的な防火設備、防火体制のあり方についての検討を今年度を実施します。

### (3) 指導・助言の実施、関係機関との連携など

① 文化財の防火、防犯対策について、引き続き注意喚起するとともに、個々の建造物および美術工芸品などに対応した必要な指導・助言を行います。

② 地域において防火、防犯対策が円滑に実施されるよう、引き続き、関係機関と連携を図っていきます。

文化財は、いったん滅失、き損すれば、再び回復することが不可能なけがえのない国民全体の財産であることをふまえて、文化庁としても、その保存・管理のための取組を積極的に行っていきたいと考えています。

### ◆特集◆ 「平成20年度国語に関する世論調査」 に見る日本人の国語意識

〔文化庁提言〕

「国語に関する世論調査」の意義

〔座談会〕

日本語は大切にされている？

調査結果の概観

平成20年度「国語に関する世論調査」の結果

### ◆連載◆

「鑑文化芸術へのいきさき」

青森県風張一遺跡出土の合掌土偶

トピック展示「新収品展」の紹介（九州国立博物館）

初心者に向けた歌舞伎鑑賞ガイド（国立劇場）

「いきいき」ニュージウム美術館・博物館事業レポート

浦安市郷土博物館

「くまの文化体験」

ふじのくに 高まる広がる 文化の波

日本の伝統と技を守る人々

本玉雲 大坂弘道

文化交際の活動報告

本玉雲 須田賢司

「伝建地区を見守る人々」

能登黒島天領家（輪島市）

など

◆文化庁ニュース◆  
文化広報大使事業の取組  
文化庁長官表彰（文化発信部門）

など

### ＜お詫びと訂正＞

本誌平成21年8月号記事中に以下の誤りがございましたので訂正いたしました。

- 文化庁ニュース 42頁  
本文3段目 24行目  
(誤) このようは  
(正) このような

読者の皆様、並びに関係各位にはたいへんご迷惑をおかけいたしました。深くお詫び申し上げます。

## 文化庁月報 9月号 (通巻492)

平成21年9月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12  
 本館 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11  
 電話 編集 03-6892-6536  
 販売 03-6892-6666  
 フリーコール 0120-953-431  
 URL: http://www.gyosei.co.jp

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価 540円 [本体514円]  
年間購読料 6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先  
 (株) ぎょうせい営業部首都圏課 (広告)  
 電話 03-6892-6588 (ダイヤルイン)  
 2009 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文に再生紙・大豆油インキを使用しております。

### 編集後記

今月号では、文化財建造物の防災の現状と課題に焦点をあてて特集を組みました。近年、大雨・暴風等の自然災害による文化財建造物の損傷、放火などの不審火による文化財建造物の焼失といった被害の事例が増加する傾向にあります。また、大規模地震等による文化財建造物への甚大な被害が予測されていることについて、マスマディア等を通じてご覧になられた方も多

かと思えます。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた国民の貴重な財産です。文化財のよりよい保存・活用のために、文化財建造物の防災・防犯対策をさらに充実させていくことは、今後我が国においていっそうの取組が期待される分野の一つといえるでしょう。(S・K)

### 美術館・博物館チケットプレゼント

今月号の展覧会等へのチケットプレゼントは、  
 A 京都国立近代美術館  
 「ボルゲーゼ美術館展」5組 (ペア)です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、9月28日(月)までにご投函ください(当日消印有効)。

\*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●

http://www.bunka.go.jp